様式第2号(第3条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

(申請者)

　　　　　　　　　様

身延町長

あけぼの大豆拠点施設利用許可(不許可)決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった、身延町あけぼの大豆拠点施設の利用については、次のとおり( 許可・不許可 )することにしましたので、通知します。

1　許可

|  |  |
| --- | --- |
| 利用期間 | 年　　月　　日～　　　　年　　月　　日 |
| 利用者(責任者) | 氏名 |  |
| 住所 |  |
| 利用人数 | 　　　　　　　人 |
| 利用施設 | □　大豆加工室１□　大豆加工室２□　大豆加工室３□　枝豆加工室□　選別室　　（　　　kg）□　農機具倉庫□　洗浄室□ その他　(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 料　　金 | 円 | 納入期限 | 年　　月　　日 |
| 備　　考 |  |
| 注意事項 | (1)上記の料金を、期限までに納入すること。(2)許可事項を変更又は取り消す場合は、直ちに申し出ること。(3)利用の許可を受けていない施設や備品等は利用しないこと。(4)施設等を毀損し、又は汚損しないこと。(5)その他管理上必要な事項は、職員の指示に従うこと。 |

2　不許可

　　理　由

教示

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、身延町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、身延町を被告として(訴訟において身延町を代表する者は、身延町長になります。)、甲府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

(備考)　指定管理者がこの様式を交付する場合は、教示文中「身延町を被告として」とある部分には、指定管理者の名称及び当該指定管理者を被告とすべき旨を記載すること。